



令和4年5月13日

各位

会社名 株式会社ファルコホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 安田 忠史  
(コード番号：4671 東証プライム市場)  
問合せ先 執行役員管理室副室長 大馬 久幸  
(TEL.06-7632-6150)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、令和4年6月22日開催予定の定時株主総会に定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力発生日等に関する附則第2条を設けるものであります。なお、本附則第2条は期日経過後にこれを削除するものといたします。
- (2) 平成27年9月30日に施行された「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」(平成27年法律第73号)において、特定労働者派遣事業(届出制)と一般労働者派遣事業(許可制)の区別が廃止され、全ての労働者派遣事業が許可制となったことに伴い、現行定款第2条(目的)の一部を変更するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること並びに次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(38) (条文省略)</p> <p><u>(39)労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業</u></p> <p><u>(40)労働者派遣事業法に基づく特定労働者派遣事業</u></p> <p><u>(41)～(52)</u> (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 16 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(38) (現行どおり)</p> <p><u>(39)労働者派遣事業</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(40)～(51)</u> (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 16 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="448 293 533 322">附 則</p> <p data-bbox="448 439 533 468">(新 設)</p>	<p data-bbox="1062 293 1147 322">附 則</p> <p data-bbox="810 342 1390 421"><u>(電子提供措置等新設の効力発生日及び同新設に伴う経過措置等)</u></p> <p data-bbox="810 441 1390 658"><u>第2条 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="866 678 1390 896"><u>2. 前項の規定にかかわらず、令和5年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="866 920 1390 1093"><u>3. 本条の規定は、令和4年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

令和4年6月22日(水)

定款変更の効力発生日

令和4年6月22日(水)

以 上